

一般財団法人岐阜県高等学校安全振興会 加入・受給の手続き

1 加入手続き

- 1 共済契約申込書（第1号様式）は、3月19日（必着）までに提出してください。
- 2 共済加入申込書（第2号様式）は、各単P（学校）で提出期限を決め、共済加入者（保護者）から回収し、学校で一括保管してください。
- 3 加入者報告書（第3号様式）に学年名簿を添え、5月20日（必着）までに提出してください。ただし、未加入者は赤で二本線を入れてください。
- 4 掛金は、6月19日（厳守）までに本会指定の下記金融機関に振込手数料を差し引いて振込んでください。

〒500-8889 岐阜市大縄場3-1 岐阜高等学校内

一般財団法人岐阜県高等学校安全振興会 TEL 058-201-1200

☆十六銀行 西野町支店（普） 口座番号 0569822

☆大垣共立銀行 岐阜支店（普） 口座番号 0848730

☆岐阜信用金庫 西野町支店（普） 口座番号 0884673

名 義 一般財団法人岐阜県高等学校安全振興会

理事長 ^{カサハラ ヨウジ} 笠原 幸治

5 掛金の額（生徒一人あたり年額 単位：円）

年度初めより加入

年度途中加入（10月1日以降）

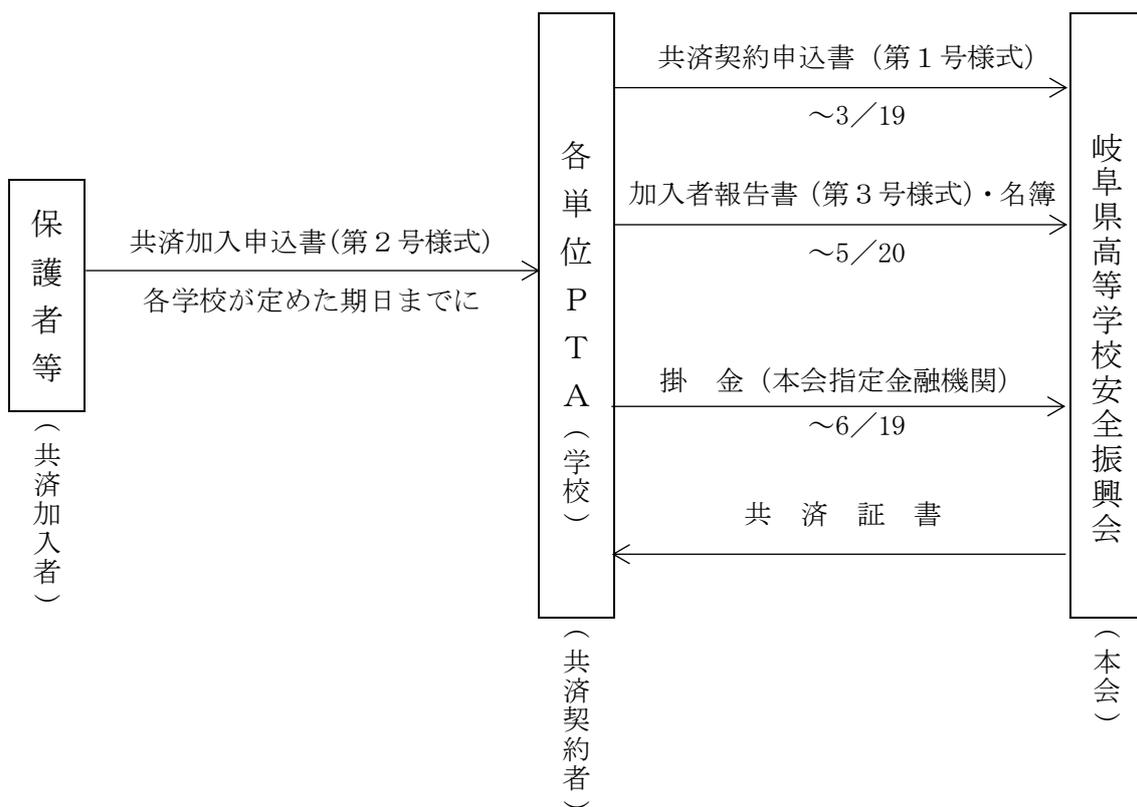
校 種	課 程	掛 金 額
高 等 学 校	全日制	720
	定通制	390
特別支援学校	全日制	720

校 種	課 程	掛 金 額
高 等 学 校	全日制	543
	定通制	294
特別支援学校	全日制	543

6 中途加入者

- (1) 転編入や復学の生徒で加入を希望する者は、加入できます。
- (2) 中途加入者報告書（第4号様式）を提出すると同時に掛金を納入してください。
10月1日以降の加入者の掛金は、上記5「年度途中加入」のとおりです。
加入年月日は、払込年月日の翌日となります。
- (3) 振込手数料を差し引いて振込んでください。
掛金額 ≤ 振込手数料 となる場合は、事前に当会にご相談ください。

手続き方法



2 受給手続き

1 傷病共済金

(1) 傷病共済金請求書(第6号様式) <災害発生日 平成28年4月1日以降用>

請求額は食事療養費を除くスポーツ振興センター給付金請求額(以下「医療費の総額」という。)の8%となります。ただし、同一月における同一傷病の医療費の総額が60万円を超える場合は、60万円に8%を乗じた額となります。なお、傷病共済金の給付対象は、医療費の総額が7万5千円以上の場合ですが、これは同一災害について何ヶ月かかっても合計額が7万5千円以上になれば給付することを意味していますので、さかのぼって請求してください。

[例]					
6月	医療費の総額	26,250円			
7月	医療費の総額	26,750円			
8月	医療費の総額	25,000円	計78,000円	ここで請求
9月	医療費の総額	12,500円		これも該当するので請求
10月	医療費の総額	7,500円		これも該当するので請求

*新規の場合のみ保護者の氏名を記載してください。

具体的な計算方法及び記入方法は、p24、25 をご覧ください。また、「岐阜県高等学校安全振興会」ホームページの「☆共済規程の第6号様式（記入方法）」の欄に、説明ユーチューブとそのテキストを準備しましたのでご活用ください。

- (2) 保護者等から受け取った封筒（「災害共済金の口座振込依頼書」、「災害共済金振込口座の通帳の表紙裏面（写し）」が入ったもの） p35～参照

【変更点 令和8年度より】

同一年度における2回目以降の傷病共済金の請求に限り、保護者が前回と同一の口座への振込を希望する場合は、第6号様式の「振込口座」にチェックを入れることで、「書類イ」及び「書類ウ」を再度提出していただく必要がなくなります。

- (3) 児童生徒別給付一覧（スポーツ振興センター）の写し
- (4) 災害報告書（スポーツ振興センター）の写し
共済金の請求時には、災害報告書を毎回添付してください。

2 障がい共済金

下記（1）～（5）の作成等をする前に、岐阜県高等学校安全振興会にまずはお問い合わせください。

- (1) 障がい共済金請求書（第7号様式）
共済規程13 ページ別表1を参照して級及び請求額を記載してください。
- (2) 保護者等から受け取った封筒（「災害共済金の口座振込依頼書」、「災害共済金振込口座の通帳の表紙裏面（写し）」が入ったもの） p35～参照
- (3) 災害報告書（スポーツ振興センター）の写し
- (4) 障害報告書（スポーツ振興センター）の写し
- (5) 障害見舞金支払通知書（スポーツ振興センター）の写し

3 死亡共済金

下記（1）～（4）の作成等をする前に、岐阜県高等学校安全振興会にまずはお問い合わせください。

- (1) 死亡共済金請求書（第8号様式）
共済規程13 ページ別表2を参照して請求額を記載してください。
- (2) 保護者等から受け取った封筒（「災害共済金の口座振込依頼書」、「災害共済金振込口座の通帳の表紙裏面（写し）」が入ったもの） p35～参照
- (3) 災害報告書（スポーツ振興センター）の写し
- (4) 死亡見舞金支払通知書（スポーツ振興センター）の写し

4 義歯共済金

(1) 義歯共済金請求書（第9号様式）

スポーツ振興センターの給付金の支払いを受けた場合で、請求額は自費診療費が5万円以上10万円未満のときは3万円、自費診療費が10万円以上のときは6万円です。

添付する支払証明書（領収書）は自費診療費（保険外負担）の記載のあるものにしてください。

(2) 保護者等から受け取った封筒（「災害共済金の口座振込依頼書」、「災害共済金振込口座の通帳の表紙裏面（写し）」が入ったもの） p35～参照

(3) 災害報告書（スポーツ振興センター）の写し

(4) 児童生徒別給付一覧（スポーツ振興センター）の写し

5 香 料

下記（1）～（3）の作成等をする前に、岐阜県高等学校安全振興会にまずはお問い合わせください。

(1) 香料請求書（第10号様式）

学校管理下、学校管理下以外を問わず提出してください。請求額は6万円です。

(2) 保護者等から受け取った封筒（「災害共済金の口座振込依頼書」、「災害共済金振込口座の通帳の表紙裏面（写し）」が入ったもの） p39～参照

(3) 死亡診断書の写し 等

3 支 払 方 法

- 1 共済金の請求があったときは、その内容を審査し、規程に基づいた給付額を決定し、給付金支払通知書（第11号様式）により請求のあった学校の校長宛に通知するとともに、原則として、安全振興会から保護者等の指定する金融機関の口座に振込みます。

4 共済掛金の返金

- 1 期間途中9月30日までに退会し、10月10日までに共済掛金返金請求書（第12号様式）の提出があったとき、共済掛金（純）の半額（以下「返金請求額」という。）を返金します。

ただし、返金に係る事務手数料（振込み手数料及び郵送料等）が、返金請求額よりも多いときは返金しません。